

平成 28 年度 第 3 回政策討論会第一分科会要点記録

日 時	平成 28 年 9 月 21 日 (水) 午後 3 時より
場 所	第一委員会室
出席者	京西 且哲 (座長) 鳥居 宏次 (副座長) 金子 拓矢 鳥野 隆生 南 加代子 西田 武史 河合 馨 岡林 憲二
欠席者	今口 千代子

テーマ 「岸和田市自治基本条例について」

討議検討資料に対し、各議員から提案があった条項に対する考えを聞き、次回から討論する条項を決めた。

○「自治基本条例」の中で、本年度の課題として取り上げたい内容と理由は、下記の通りである。

第 4 章・第 11 条 3：人材の育成と適正配置をうたわれているが、うまく出来ていないように思う。

第 5 章・第 15 条 2：地区市民協議会は市との連携がうたわれているが、連携がうまく出来ていないように思う。

第 6 章・第 17 条 1：意見聴取、市民参画がうたわれているが、連携がうまく出来ていないように思う。

第 6 章・第 18 条：意見聴取制度についてうたわれているが、全く機能していないように思う。

第 6 章・第 20 条 1：住民投票規定がうたわれているが、4分の1はハードルが高すぎると思う。全国的には6分の1。

第7章・第21条：情報を積極的に提供するとうたわれているが、情報が市民に届いてないように思う。

第10章・第33条1：条例の見直しについて5年を超えない期間とうたわれているが、個人的に見ても上記に挙げた内容の疑問点があり、積極的に検討されているのか疑問である。

○第3章 市議会

第3章・第8条 議会の機能 第9条 議会の責務 第10条 議員の責務を提案していたが、議会改革として取り上げられているので、今回は討論しないことになった。

第6章・第18条 意見聴取制度について、現在実施されている意見聴取制度（パブリックコメント）が余りにも形骸化している。市民からの意見を求めるなら、解説や説明をもっと詳しくするべきである。また、計画の策定や条例の制定、施策の廃止や変更については、時間的な余裕を持って、決定の前にパブリックコメントを求め、十分意見を聞く姿勢を示すべきである。

○第1章・2条 市民の定義

市民自治都市の実現をめざす本市として、市民と行政、そして議会がどのように関わっているかを検証していくために定義を再確認することが必要である。

第5章・第14条 コミュニティ活動

市民が安心して心豊かに暮らすことのできる、地域社会を実現するための活動としてのコミュニティ活動を議員として、どのように対応していくかを考えていく。

第6章・第16条 協働

市民、事業者及び市(行政)との相互理解と信頼関係のもとでのまちづくりを市がどのように協働していくかをもちと検証することが重要である。

第17条 参画

前述の委員のコメントのとおりです。

○選挙権と被選挙権だけが参政権ではなく住民投票権も参政権であると捉えた場合、日本国憲法の「国民主権の原理」との整合性が問題になる。外国人に住民投票権を与えることについては、今後も研究すべきであると考えている。

○第3章・第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めるにあたっては、開かれた議会にはまだ取り組みが必要。

第4章・第11条 市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならないとありますが、職員能力に対して、どういう形で評価したのかも含め、適正に配置には慎重な取り組みが必要である。

○第3章・第8条の議会の権能については、議会の役割をさらに明確にする必要があると思いましたのでピックアップさせて頂きました。

第9条の議会の責務については、平成23年に施行された岸和田市議会基本条例の制定にもいろんな意味で関係した条文だと思いましたがピックアップさせて頂きました。

第10条の議員の責務については、平成21年に制定された岸和田市議会議員政治倫理条例の制定にもいろんな意味で関係した条文だと思いましたがピックアップさせて頂きました。

第10章・第33条の条例の見直しについては、この条例施行日から5年を超えない期間ごとに市長が検討するとなっているので、いずれ条例の見直しをするといったことになった場合には、どういった検討方法で、どういった措置を講じるのか、そして市民の意見をどのように聴取するのか、ということが気になったのでピックアップさせて頂きました。

○第2章・第7条 事業者の責務 社会的な役割は、社会情勢も刻々と変わるので各対応する事業者が、変化に順応しているか見分けねばならない

第4章・第13条 職員の責務 自己啓発・創意工夫は市民本位の立場でなされているかが重要の為

第6章・第17条 市民も参画していく立場となり、伴う行動又体制作りが必要になる

第6章・第18条 市民も情報をキャッチでき、其のことににより意見を述べる力をつけていく時代背景になりつつある為

第7章・第21条 様々な情報は、ネットで発信されているが事業内容が大きくなれば成る程、対面発信が必要である。

○各議員から課題があるとして提示された17条項（別紙討議資料参照）について説明を聞かせていただき、岸和田市自治基本条例の理念である「市民自治都市」の実現に重要な市民との関わりに関係する条項について議論する事としました。

次回から下記の条項を議論します。

- ① 16条（協働）、17条（参画）
- ② 18条（意見聴取制度）
- ③ 21条（情報の共有）

「岸和田市自治基本条例」 討議検討資料

章	条	項	条 項	提案議員 (順不同・敬称略)
1	2		市民の定義	河合
2	7		事業者の責務	南
3	8		議会の権能	河合、鳥居、岡林、京西
	9		議会の責務	鳥居、鳥野、岡林、京西
	10		議員の責務	鳥居、岡林、京西
4	11	3	市長の責務 (人材の育成、適正配置)	西田、鳥野
	13		職員の責務	南
5	14		コミュニティ活動	河合
	15	2	地区市民協議会 (組織と連携)	西田
6	16		協働	河合、南
	17		参画	河合、南、西田
	18		意見聴取制度	南、鳥居、西田、今口
	20		住民投票	金子、西田
7	21		情報の共有	南、西田、今口
	23		説明責任	今口
	24		総合計画	京西
10	33	1	条例の見直し	西田、岡林